

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成22年2月3日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	井 上 依 彦

記

- 1 定期監査
経済環境部
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)
- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 垣内博美様

八尾市監査委員 富永峰男
同 八百康子
同 平田正司
同 井上依彦

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

- 1 監査の実施期間
平成21年8月26日から平成21年12月25日まで
- 2 監査の対象部局
経済環境部（産業政策課、環境保全課、資源循環課、環境事業課、環境施設課、
定額給付金等給付事業実施プロジェクトチーム）
- 3 監査の対象事項及び範囲
監査の対象事項 財務事務等
監査の範囲 平成20年度の事務事業。ただし、定額給付金等給付事業実施プロジェクトチ
ームは平成21年度に係るものについても対象とした。
- 4 監査の目的及び着眼点
財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資
料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等
の方法で実施した。
- 5 監査の結果
財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善
を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要する
ものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【産業政策課】

1 融資関係事務について

- (1) 八尾市小規模企業融資申込書において、融資の取扱いをしていない金融機関を提携先金融機関とする申込書を受付しているものが見受けられた。大阪府中小企業信用保証協会によって保証が決定し融資が実行されることになった場合、融資の運用に支障をきたすことも考えられるため、適正な事務処理に努めること。
- (2) 八尾市小規模企業緊急小口事業資金の融資（本融資制度は平成19年9月末で廃止）に伴う損失補償額は、平成21年3月末現在で31件、26,195千円となっている。そのうち、未償還額は23,030千円となっており、催告状の送付など回収に向けた努力はされているものの、中には相当長期間の償還滞納者も見受けられた。回収不能と判断される債権については、債権管理課と協議の上、処分の方法等を検討するなど、適正な債権の回収と管理に努めること。

2 契約事務について

- (1) 消費生活に関する委託契約において、業務の内容や委託金額の積算根拠が不明瞭なものが見受けられた。業務内容とそれに必要となる委託料との関係は妥当性などを判断する上で必要なことであり、今後は業務の明確化に努めるなど適切に事務処理を行うこと。
- (2) 就労困難者等雇用・失業状況調査及び勤労市民意識調査の委託業務について、業務仕様書の内容や契約金額の積算根拠が不十分であり、仕様書による成果物（書面による報告書）が提出されていないなどの不備が見受けられたので、適正な契約事務及び委託業務の指示を行うこと。また、両委託業務は労働関係団体に委託しているものであるが、調査結果を見ると委託先の一者について調査対象者に本市各労働組合（員）等公務員の占める割合が高いものとなっていた。本調査の目的や今後の施策展開の基礎資料とする等の趣旨を踏まえるならば、より広い範囲からの勤労者等の意識調査とすべきであり、対象者比率について見直すよう指示すること。
- (3) 業務委託契約に係る伺書において、随意契約の適用条項が適正でないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

3 経費の支出方法について

本市が後援している事業において、事業経費の一部を市で支出しているものが見受けられた。支出する必要があるのであれば、支出が助成金との誤解を招くことのないよう、起案決裁等において経費の一部支出の必要性・理由などを明確にした上で処理すること。

4 支出事務について

支出負担行為書等において、決裁の過剰や不足、合議漏れが見受けられたので、八尾市事務処理規程に基づき適正に処理すること。

5 文書事務について

伺書において、平成20年度起案としているものの起案日及び起案番号は前年度処理となっているなど不適切なものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

6 備品について

備品台帳より27点を抽出し現品と照合したところ、物品の廃棄手続が行われていないものが見受けられたので適正な管理に努めること。

【環境保全課】

1 契約事務について

各種委託業務の契約締結に係る伺書において、随意契約の適用条項の記載漏れや予算額の記載漏れ、また請書及び契約書の消費税額の記述で地方消費税額の記載漏れ等が見受けられたので、適正な事務処理に努めること。

2 備品について

備品台帳より 21 点を抽出し現品と照合したところ、概ね適正に管理されていると認められた。

【資源循環課】

1 契約事務について

業務委託に係る契約書において、貼付されている収入印紙の金額が不足しているものが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。

2 備品について

備品台帳より 7 点を抽出し現品と照合したところ、概ね適正に管理されていると認められた。

【環境事業課】

1 契約事務について

- (1) 清掃庁舎の各種業務委託契約において、業務仕様書に契約期間外となる年末・年始の休業日が記載されているものが見受けられたので、適正な業務仕様書に改めること。
- (2) 委託契約書における対価の支払いの時期が適正でないものが見受けられたので、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき適正な事務処理に改めること。

2 備品について

備品台帳より 23 点を抽出し現品と照合を行ったところ、備品シールの貼付が無いものが 7 点、現品が特定できず台帳との照合が出来ないものが 5 点、また車両等の買い替えによる台帳の廃棄手続きが未処理のものが 3 点となっており、全体として備品の管理が不適切な状況であった。早急に備品台帳の整備を図るとともに現品との照合確認を行い、適正に備品を管理すること。

【環境施設課】

1 契約事務について

- (1) 伺書において、随意契約の適用条項を誤っているものや適切でないものが見受けられたので、適正に処理すること。
- (2) 随意契約によって業務委託契約を締結する際に、複数の者からの見積書を徴していないものや見積書を契約締結後に徴しているものが見受けられたので、八尾市財務規則の規定に則り適正に処理すること。
- (3) 業務委託契約書において、委託料の支払いについての条項に関係法令に照らして適切ではない内容が含まれているもの等が見受けられたので、適切な契約条項となるよう改めること。

2 し尿汲取手数料に係る事務について

財団法人八尾市清協公社に徴収業務を委託しているし尿汲取手数料については、前回の定期監査（平成 16 年 1 月～4 月実施）において、規則の整備を含め事務の改善について、種々指摘（(1)から(5)まで）をしたが、清協公社との連携不足等から指摘事項の事務改善が進んでいない。

全面的な徴収事務の委託を行ってきた過去の経過はあるものの、市の歳入としてのし尿汲取手数料のあり方を明確化し、清協公社に対する連携、調整の強化等市側の主体的な指導性を発揮し、早急に適正な事務処理に改めるとともに、委託料の積算についても精査、検証すること。

(1) し尿汲取及び手数料徴収業務委託契約書において、個人情報取扱いに関する条項が規定されていないので、個人情報保護条例等の関係規定に基づき必要な条項を明記すること。

(2) 八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則では、2 ヶ月一括徴収と規定されているが、納付期限及び還付については規定されていないので規定内容の整備を図ること。

また、市役所窓口以外でのし尿汲取手数料の過誤納還付事務は、清協公社の資金による立て替えで対象者に還付し四半期毎に市に請求されているが、還付については八尾市財務規則に基づき、支出事務の委託による事務処理として清協公社へ還付資金を交付した上で還付事務を行うこと。

(3) し尿汲取手数料の徴収に当たり、業務委託している清協公社において対象者の意向等により、翌年度分も併せて収納しているものが見受けられるが、現行の規定上適切な徴収ではないので、前納等の取扱いについて規則整備を図ること。

(4) し尿汲取手数料の収入済額と徴収業務委託に係る決算資料説明書等関連資料の整合が図られていない。業務完了に伴う精算報告時だけでなく、毎月の調定額及び収入額の把握・確認を行うとともに、清協公社に対し関係帳票の整備・管理の指導を図ること。

(5) し尿汲取手数料の歳入決算において、滞納繰越及び不納欠損処理がされていないので、毎年度収入未済額については繰越手続を行い、督促及び不納欠損処分等についても適切に事務処理を行うこと。

(6) し尿汲取及び手数料徴収業務に係る委託料の積算上、清協公社職員の互助組織への拠出金等の経費を含めているが、八尾市においては、近年、制度的に大幅な見直しが実施されており、委託料の積算について精査、検証を行うとともに、清協公社に対する制度改正の指導を行うこと。

3 会計事務について

財務会計帳票において、八尾市事務処理規程に規定する専決事項の区分に応じた専決者の決裁を得ていないもの等が見受けられたので適正に処理すること。

4 備品について

備品台帳等より 36 点を抽出し現品と照合したところ、廃棄手続が行われていないもの、備品シールの貼付されていないものや一部の施設に係る備品台帳が見当たらないもの等が見受けられたので、適切に整備すること。

【定額給付金等給付事業実施プロジェクトチーム】

本プロジェクトチームについては、景気後退下での住民の不安に対処するための定額給付金及び生活対策の一環として、子どもが多くいる世帯の負担軽減のための子育て応援特別手当の両給付事業に関する企画、調整その他給付事業の実施に関する業務を行うため設置されたものである。

両給付事業については、平成 21 年 4 月 15 日から同年 10 月 15 日まで申請を受付し、随時、給付を実施してきたものである。平成 21 年 11 月 30 日現在での本市定額給付金の給付状況は、給付対象者数 272,548 人に対し給付済人数 270,936 人（給付率 99.4%）、給付対象世帯数 116,384 世帯に対し給付済世帯数 114,891 世帯（給付率 98.7%）、子育て応援特別手当の給付状況は、給付対象者数 3,926 人に対し給付済人数 3,925 人（給付率 99.9%）、給付対象世帯数 3,755 世帯に対し給付済世帯数 3,754 世帯（給付率 99.9%）となっており、ほぼ所期の目的は達成されている。

給付事業に関し、市民からの申請に係る書類、口座振込や現金による直接支払に関する書類等を抽出し監査を行い、いずれも概ね適正に処理されていると認められたが、契約事務等について下記の指摘事項が見受けられた。

1 契約事務について

平成 21 年度印刷及び封入封緘業務の委託契約において見積書を契約締結後に徴していた。また、業務仕

様書の添付誤りが見受けられた。

2 支出事務について

戻入命令書等において、決裁不足のものが見受けられた。

【各課共通事務】

文書事務について

- (1) 伺書において、決裁日、施行日、廃棄年月等の欄に記載のないもの、文書主任等の押印がないもの、添付書類に日付の記入がないもの等が見受けられたので適正に処理すること。
- (2) 文書の收受に際して、收受印の押印処理がなされていないもの、文書処理簿において受発先等の必要な事項の記載がないもの等が見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づく適正な事務処理に改めること。